

違反対象物公表制度に関する事務処理要領

第1 趣旨

この要領は、京都中部広域消防組合火災予防規程（平成13年京都中部広域消防組合訓令第2号。以下「規程」という。）第101条の規定に基づき、違反の公表に関する事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 違反の調査等

- 1 消防職員（以下「職員」という。）は、規程第3条に規定する査察（以下「査察」という。）その他の方法により京都中部広域消防組合火災予防規則（昭和57年京都中部広域消防組合規則第18号）第20条の2第2項に規定する違反（以下「違反」という。）を認めたときは、速やかに消防署長（以下「署長」という。）に報告するものとする。
- 2 職員から報告を受けた署長は、必要があると認めたときは、直ちに所属の職員に違反の調査を命じるものとする。
- 3 署長から調査を命じられた職員は、速やかにその結果を署長に報告するものとする。

第3 公表の予告等

- 1 署長は、規程第12条第2項に規定する立入検査結果通知書（以下「結果通知書」という。）による通知と併せて、違反公表予告書（別記第1号様式。以下「予告書」という。）により公表の予告をするものとする。
- 2 署長は、予告書による公表の予告をしたときは、公表調査報告書（別記第2号様式）により消防長に報告するものとする。この場合において、当該報告書には、結果通知書及び予告書の写しを添付するものとする。

第4 公表の通知等

- 1 規程第36条の2に規定する違反公表通知書（以下「通知書」という。）による通知をするときは、次に掲げる事項によるものとする。
 - (1) 通知書による通知をするときは、公表予定日の7日前までに通知すること。
 - (2) 防火対象物の関係者に口頭により公表の方法及び内容その他必要な事項を説明すること。
 - (3) 防火対象物の関係者に口頭により説明した内容を当該防火対象物における他の関係者に周知するよう指導すること。
 - (4) 通知書の受取又は面談を拒否されたときは、郵送等の方法を採用すること。
- 2 署長は、防火対象物の管理権原者を確知することができないときは、署長が必要と認める防火対象物の関係者に通知書により通知又は公表の内容その他必要な事項を説明するものとする。
- 3 署長は、違反が認められた防火対象物に関係する行政機関に違反の内容について、情報を提供するものとする。

第5 違反状況の確認

- 1 署長は、次に掲げるときは、違反の状況を確認し、その結果を速やかに公表再調査報告書（別記第3号様式）により消防長に報告するものとする。この場合において、当該報告書には、結果通知書の写しを添付するものとする。
 - (1) 立入検査の結果を通知した日から14日を経過した日（京都中部広域消防組合の休日を定める条例（平成5年京都中部広域消防組合条例第1号）第1条に規定する休日に当たるときは、その日から最初に到来する休日でない日。第9において同じ。）
 - (2) 防火対象物の管理権原者から違反が是正された旨の連絡があったとき。
 - (3) その他署長が必要と認めるとき。
- 2 違反の是正は、規程第63条第3項、第5項及び第6項の規定による検査又は査察の実施により確認するものとする。

第6 公表の実施

消防長は、公表再調査報告書により立入検査の結果を通知した日から14日を経過した日において、現に違反が認められたときは、違反対象物一覧表（別記第4号様式）に必要な事項を記載し、速やかに京都中部広域消防組合ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載するものとする。この場合において、公表対象物管理簿（別記第5号様式。以下「管理簿」という。）により掲載の状況を管理するものとする。

第7 公表事項の削除

消防長は、公表再調査報告書によりホームページに掲載した防火対象物の違反の是正を確認したときは、ホームページに掲載の違反対象物一覧表から違反の是正を確認した防火対象物の公表している事項を削除するものとする。この場合において、管理簿により削除の状況を管理するものとする。

第8 違反処理

署長は、公表に係る事務処理と併せて、京都中部広域消防組合違反処理規程（平成16年京都中部広域消防組合訓令第2号）第2条第1号に規定する違反処理を実施するものとする。

第9 その他

防火対象物の管理権原者を確知することができないときにおける公表する日は、署長が必要と認める防火対象物の関係者に通知書により通知又は公表の内容その他必要な事項を説明した日から14日を経過した日とする。

附 則（令和元年12月6日付け1消第438号）
この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第3関係）

違反公表予告書

様		第 年	月	号 日
京都中部広域消防組合 消防署長		印		
<p>あなたの（所有・管理・占有）する次の防火対象物は、 年 月 日 に実施しました立入検査の結果、次の消防用設備等が設置されていないことが認め られました。</p> <p>この違反につきましては、 年 月 日付けの立入検査の結果を通知 した日から14日を経過した日において、なお、この立入検査の結果と同一の違反 の内容が認められた場合は、京都中部広域消防組合火災予防条例第52条第1項の 規定により公表することがあります。</p>				
防火対象物	所在地			
	名 称			
設置されていない 消防用設備等 （根拠条項）	<input type="checkbox"/> 屋内消火栓設備 （消防法第17条第1項） <input type="checkbox"/> スプリンクラー設備 （消防法第17条第1項） <input type="checkbox"/> 自動火災報知設備 （消防法第17条第1項）			
設置されていない 防火対象物の部分				
その他必要な事項				

備考 該当する□には、レ印が記入してあります。

第2号様式（第3関係）

公表調査報告書

消 防 長 様		第 年 月 日		号 日		
		消防署長				
防火対象物において、立入検査を実施しました結果、京都中部広域消防組合火災予防規則第20条の2第1項に規定する防火対象物と認められましたので、次のとおり報告します。						
防火対象物	所在地					
	名 称					
関 係 者	職 ・ 氏 名					
	関係者の区分	<input type="checkbox"/> 所有者 ・ <input type="checkbox"/> 管理者 ・ <input type="checkbox"/> 占有者				
用 途 ・ 構 造 等	用 途	構 造	階 層		規 模	
	令別表第1 () 項		地上		建築面積	m ²
			地下		延べ面積	m ²
設置されていない 消防用設備等	<input type="checkbox"/> 屋内消火栓設備 <input type="checkbox"/> スプリンクラー設備 <input type="checkbox"/> 自動火災報知設備					
設置されていない 防火対象物の部分						
立 入 検 査 の 状 況	立 入 検 査 実 施 日	立入検査結果通知書及び 違反公表予告書の交付日		再調査立入検査 実 施 予 定 日		
	年 月 日	年 月 日		年 月 日		
その他必要な事項						

備考

- 1 該当する□には、レ印を記入すること。
- 2 立入検査結果通知書及び違反公表予告書の写しを添付すること。

第3号様式（第5関係）

公表再調査報告書

消 防 長 様		第 年 月 日 号	
		消防署長	
年 月 日付け 第 号の公表調査報告書で報告の防火対象物において、違反内容の再調査に係る立入検査を実施しましたので、次のとおり報告します。			
違 反 の 状 況		<input type="checkbox"/> 継 続 ・ <input type="checkbox"/> 是 正	
防火対象物	所在地		
	名 称		
設置されていない （是正された） 消 防 用 設 備 等		<input type="checkbox"/> 屋 内 消 火 栓 設 備 <input type="checkbox"/> スプリンクラー設備 <input type="checkbox"/> 自動火災報知設備	
設置されていない （是正された） 防火対象物の部分			
公表実施（予定）日		年 月 日 （ <input type="checkbox"/> 実施 ・ <input type="checkbox"/> 予定 ）	
立 入 検 査 の 状 況	立 入 検 査 実 施 日	立入検査結果通知書及び 違反公表予告書の交付日	再 調 査 立 入 検 査 実 施 日
	年 月 日	年 月 日	年 月 日
その他必要な事項			

備考

- 1 該当する□には、レ印を記入すること。
- 2 立入検査結果通知書の写しを添付すること。

第4号様式（第6、第7関係）

違反対象物一覧表

防火対象物の名称	防火対象物の所在地	違反の内容		公表日
		違反事項 (根拠条項)	違反となる部分	

第5号様式（第6、第7関係）

公表対象物管理簿

番号	防火対象物の名称	防火対象物の所在地	違反の内容		公表 実施日	公表 削除日	管轄署
			違反事項 (根拠条項)	違反となる部分			
					
					
					
					
					